

事業費補助金調査票(表)

補助金名	休日保育事業費補助金
------	------------

担当課	健康こども部 保育課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	03	02	04	15 - 01
事業名	私立保育園運営費支援事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	706	千円
R4予算額	706	千円
R3決算額	0	千円
R2決算額	0	千円
R1決算額	0	千円
H30決算額	0	千円
H29決算額		千円

事業の趣旨・目的	<p>成田市子ども・子育て支援事業計画における、地域子育て支援サービスを充実させるため、就労状況の多様化等に対応する取り組みのひとつとして、休日保育事業を継続する必要がある。</p> <p>休日保育事業を実施した場合の経費については、運営にかかる給付費の休日加算が支給されることになるが、休日保育の加算額より施設負担額(保育園の実支出額)が上回る可能性があることから、休日保育の円滑な運用を確保するため、休日保育事業にかかる実支出額が休日保育加算額を上回った場合には、その費用の一部を補助し、休日保育を実施しやすい環境を整備する。</p>	補助対象者	<p>【補助対象者】</p> <p>保育所 認定こども園(保育所型)</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>休日保育事業の実施に係る経費(人件費、消耗品費、光熱水費等)</p>										
開始年度	平成 30 年度		経費	<p>【補助率】</p> <p>補助対象経費が給付費の休日保育加算額を上回った場合に、休日保育加算額の2割を上限として補助する。</p>									
根拠法令等	(市)成田市特定教育・保育施設運営費等補助金交付規則	補助率	<p>【国県等の補助率】</p> <p>市単独補助事業のため、国県等の補助なし</p>										
留意事項			<p>【近隣自治体の補助率】</p> <p>・船橋市:年額2,000,000円以内+生活保護児童の利用料相当額</p>										
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	<p>成果指標:対象園数</p> <p style="text-align: right;">(単位:園)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	0	令和元年度	0
	年度	数値											
	令和3年度	0											
	令和2年度	0											
	令和元年度	0											
		金額	件数			割合							
全体事業費		/	/										
うち市補助金		0											
うち国補助		/											
うち県補助		/											
自己負担		/											

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	社会情勢が大きく変化する中で、多様化する就労形態に対応するため、休日保育の需要は一定数見込まれ、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	本事業を実施している自治体が少なく本市の補助水準は高いが、多様化する就労形態に対応するため、休日保育事業の実施は市民ニーズに適合しており、休日保育を継続しやすい環境を整備する必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	対象園 R1年度:0園 R2年度:0園 R3年度:0園
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	休日保育加算を超え補助対象となる保育施設はなかったが、本補助があるから安心して休日保育を実施している園があることを踏まえると、有効であると考えます。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>休日保育を実施した場合の経費については、給付費の休日保育加算が支給されているが、本事業は、就労形態の多様化等に対応するため、休日保育の実施に係る経費について給付費の休日保育加算額を上回った場合に当該加算額の2割を上限として補助するものである。</p> <p>市内で休日保育を実施する施設について、現状は休日保育加算の範囲内で事業を実施しているところだが、女性の社会進出等、社会情勢が変化する中で、今後も休日保育の需要は高まることが想定されることから、休日保育を実施しやすい環境の整備のため、今後も継続して補助事業を実施する。</p>		